参考資料２

目次

○歯科口腔保健の推進に関する法律第７条～11 条に関連する

国の施策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・１

○歯科口腔保健の推進に関する法律・・・・・・・・・・・・・・・・７

○都道府県における歯の健康計画の構成・・・・・・・・・・・・・１１

○都道府県における対象者別目標 ・・・・・・・・・・・・・・・１２

歯科口腔保健の推進に関する法律第7条～第11条に関連する国の施策

「第7条　歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等について」に関連する国の施策

施　策	内 容 ・ 目 的	現　状	根 拠 法 令
歯の衛生週間	歯の衛生に関する正しい知識の普及啓発、歯科疾患の予防、早期発見、早期治療を励行することにより国民の健康を増進する。	毎年6月4～10日に実施。	事務次官通知
全国歯科保健大会	歯科保健の当面する諸問題について研究討議を行い、歯科保健事業の一層の推進を図る。	毎年秋に開催	事務次官通知
母と子のよい歯のコンクール	歯科保健の普及啓発を目的として、3歳児歯科健康診査において口腔内の状況が良好である母子を表彰する。	毎年秋に開催	局長通知
歯科保健事業功労者厚生労働大臣表彰	多年にわたり歯科保健事業に携わり、地域における公衆衛生　の向上のために著しい功績のあった者を表彰することにより、その事業に携わる者の模範とし、歯科保健事業の進展に資することを目的として行う。	毎年秋に開催	局長通知
２１世紀における国民健康づくり運動	健康寿命の延伸等を実現するために、２０１０年度を目途とした具体的な目標等を提示すること等により、健康に関連する全ての関係機関・団体等を始めとして、国民が一体となった健康づくり運動を総合的かつ効果的に推進し、国民各層の自由な意思決定に基づく健康づくりに関する意識の向上及び取組を促そうとするものである。運動の期間は、2012年度までとする。	最終評価終了。 次期国民健康づくり運動プランの検討開始。	事務次官通知 局長通知

施　策	内容・目的	現　状	根拠法令
健やか親子２１	２１世紀の母子保健の取組の方向性や指標を示したものであり、関係機関・団体が一体となって、２００１年（平成１３年）から2014年（平成26年）まで、その達成に向けて取り組む国民運動計画。	計画実施中	局長通知
労働者の健康教育等の健康増進対策における保健指導	事業場において計画的かつ継続的に健康づくりを推進するもの（トータル・ヘルス・プロモーション（THP））。保健指導の内容の一つとして歯科保健を取り上げている。	事業場毎に、実態に即して取り組まれている。	労働安全衛生法第69条
「生きる力」をはぐくむ学校での歯・口の健康づくり	学校における歯科保健においては、う歯の予防を中心に取組が行われ、大きな成果をあげてきた。しかしながら、近年の子どもの現状を踏まえると、咀しゃくなど口腔機能の未発達や口腔の疾病の増加、食育の重要性などが指摘されており、その指導や対策についても、今後、一層の充実が求められているため、その手引書として作成したものである。	平成23年3月に発行し、全国の国公私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校等へ配布	学校保健安全法
第２次食育推進基本計画	国民が健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむため、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進すること等を目的とした「食育基本法」が平成１７年７月１５日施行され、第2次食育推進基本計画に基づき、食育の推進を図る。	厚生労働省では、4つの柱で食育を推進している。 （１）国民健康づくり運動の推進 （２）「健やか親子２１」等による母子保健活動等の推進 （３）食品の安全についての消費者等とのリスクコミュニケーションの推進 （４）歯科保健活動における食育推進	食育基本法

「第8条　定期的に歯科検診を受けること等の勧奨等について」に関連する国の施策

施　策	内容・目的	現　状	根拠法令
乳幼児健康診査（歯及び口腔の疾病及び異常の有無）	乳幼児健康診査の一部として、歯及び口腔の疾病及び異常の有無を診査し、幼児の健康の保持及び増進を図る。	1歳6カ月時、3歳時に実施	母子保健法第12条 局長通知
有害業務における歯科検診及び必要な措置の義務づけ	事業者に対し、酸の取扱等歯科疾患を発症させる有害業務に従事する労働者に対する定期的な歯科健診の実施を義務付けるとともに、その結果に基づき、歯科医師の意見を聴くこと、また、その意見を勘案して適切な措置を講ずることを義務付けている。	6月以内ごとに1回実施	労働安全衛生法第66条
事業場における歯周疾患検診の機会提供の啓発指導	高齢化に伴う労働者の健康確保対策の重要な課題である歯周疾患の予防対策として、事業場を通じて、労働者がこれに取り組むことが効果的であり、適時、歯周疾患に関する健康診断の機会が事業場において提供されることが望ましい旨啓発指導。	都道府県労働局を通じて啓発指導を実施。	局長通知
医療保険者等における歯周疾患検診の機会提供の啓発指導	医療保険者等は、保健事業を適切に実施することで、被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うよう努める。	健康保険組合に対しては、健康保険組合事業運営指針において保健事業の具体的な内容を例示しており、歯科検診や口腔健診を挙げている。 国民健康保険においては、保健事業に関する指針等を示し、保険者の歯科に係る保健指導の取り組みを支援している。	健康保険法第150条 船員保険法第111条 国民健康保険法第82条 高齢者の医療の確保に関する法律第125条
学校歯科健診	学校における児童生徒等及び職員の健康の保持増進を図るため、学校における保健管理に関し必要な事項を定めるとともに、学校における教育活動が安全な環境において実施され、児童生徒等の安全の確保が図られるよう、学校における安全管理に関し必要な事項を定め、もつて学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とする。	毎年4月～6月に実施	学校保健安全法

「第9条　障害者等が定期的に歯科検診を受けること等のための施策等について」に関連する国の施策

施　策	内 容 ・ 目 的	現　状	根 拠 法 令
８０２０運動推進特別事業	80歳になっても自分の歯を20本以上保つことを目標とした「8020運動」の推進のため、歯の健康の保持を目的として実施される歯科保健医療に関する事業に必要な支援を行う。	都道府県に対する補助金事業として毎年実施	予算事業

「第10条　歯科疾患の予防のための措置等について」に関連する国の施策

施　策	内容・目的	現　状	根拠法令
歯周疾患健康教育	健康教育は、生活習慣病の予防その他健康に関する事項について、正しい知識の普及を図ることにより、「自らの健康は自らが守る」という認識と自覚を高め、健康の保持増進に資することを目的とする。	健康教育は、健康増進法第17条第1項に基づいて行われる健康増進事業のひとつ。	健康増進法 局長通知
歯周疾患に係る健康相談	健康相談は、心身の健康に関する個別の相談に応じ必要な指導及び助言を行い、家庭における健康管理に資することを目的とする。	健康相談は、健康増進法第17条第1項に基づいて行われる健康増進事業のひとつ。	健康増進法 局長通知
歯周疾患検診	歯周疾患検診は、高齢期における健康を維持し、食べる楽しみを享受できるよう、歯の喪失を予防することを目的とする。	歯周疾患検診は、健康増進法第19条の2に基づいて行われる健康増進事業のひとつ。	健康増進法 健康増進法施行規則
訪問指導	訪問指導は、療養上の保健指導が必要であると認められる者及びその家族等に対して、保健師等が訪問して、その健康に関する問題を総合的に把握し、必要な指導を行い、これらの者の心身機能の低下の防止と健康の保持増進を図ることを目的とする。	訪問指導は、健康増進法第17条第1項に基づいて行われる健康増進事業のひとつ。	健康増進法 局長通知
８０２０運動推進特別事業	80歳になっても自分の歯を20本以上保つことを目標とした「8020運動」の推進のため、歯の健康の保持を目的として実施される歯科保健医療に関する事業に必要な支援を行う。	都道府県に対する補助金事業として毎年実施	予算事業

「第11条　口腔の健康に関する調査及び研究の推進等について」に関連する国の施策

施　策	内 容 ・ 目 的	現　状	根 拠 法 令
歯科疾患実態調査	わが国の歯科保健状況を把握し、8020 運動(歯科保健推進事業等)の種々の対策の効果についての検討や、健康日本21 において設定した目標の達成度等の判定を行い、今後の歯科保健医療対策の推進に必要な基礎資料を得ることを目的とする。	6年毎の11月に実施	局長通知
８０２０運動推進特別事業	80歳になっても自分の歯を20本以上保つことを目標とした「8020運動」の推進のため、歯の健康の保持を目的として実施される歯科保健医療に関する事業に必要な支援を行う。	都道府県に対する補助金事業として毎年実施	予算事業
学校保健統計調査	学校における幼児，児童及び生徒の発育及び健康の状態を明らかにすることを目的とする。	毎年4月～6月に実施	統計法
地域保健・健康増進事業報告	地域住民の健康の保持及び増進を目的とした地域の特性に応じた保健施策の展開等を実施主体である保健所及び市区町村ごとに把握し、国及び地方公共団体の地域保健施策の効率的・効果的な推進のための基礎資料を得ることを目的とする。	年度報告	地域保健法，健康増進法
国民健康・栄養調査	健康増進法（平成14年法律第103号）に基づき、国民の健康増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得ることを目的とする。	毎年11月に実施	健康増進法

歯科口腔保健の推進に関する法律

（平成二十三年八月十日）
（法律第九十五号）

（目的）
第一条
この法律は、口腔の健康が国民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしているとともに、国民の日常生活における歯科疾患の予防に向けた取組が口腔の健康の保持に極めて有効であることに鑑み、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持（以下「歯科口腔保健」という。）の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、歯科口腔保健の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的に推進し、もって国民保健の向上に寄与することを目的とする。

（基本理念）
第二条
歯科口腔保健の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行わなければならない。
一　国民が、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。
二　乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること。
三　保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯科口腔保健を推進すること。

（国及び地方公共団体の責務）
第三条
国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。
2　地方公共団体は、基本理念にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（歯科医師等の責務）
第四条
歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導に係る業務（以下この条及び第十五条第二項において「歯科医療等業務」という。）に従事する者は、歯科口腔保健（歯の機能の回復によるものを含む。）に資するよう、医師その他歯科医療等業務に関連する業務に従事する者との緊密な連携を図りつつ、適切にその業務を行うとともに、国及び地方公共団体が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

（国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者の責務）
第五条
法令に基づき国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者は、国及び地方公共団体が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

（国民の責務）
第六条
国民は、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、生涯にわったって日常生活において自ら歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、定期的に歯科に係る検診（健康診査及び健康診断を含む。第八条において同じ。）を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることにより、歯科口腔保健に努めるものとする。

（歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等）
第七条
国及び地方公共団体は、国民が、歯科口腔保健に関する正しい知識を持つとともに、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うことを促進するため、歯科口腔保健に関する知識及び歯科疾患の予防に向けた取組に関する普及啓発、歯科口腔保健に関する国民の意欲を高めるための運動の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（定期的に歯科検診を受けること等の勧奨等）
第八条
国及び地方公共団体は、国民が定期的に歯科に係る検診を受けること及び必要に応じて歯科保健指導を受けること（以下この条及び次条において「定期的に歯科検診を受けること等」という。）を促進するため、定期的に歯科検診を受け

ること等の勧奨その他の必要な施策を講ずるものとする。

（障害者等が定期的に歯科検診を受けること等のための施策等）
第九条
国及び地方公共団体は、障害者、介護を必要とする高齢者その他の者であって定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることが困難なものが、定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることができるようにするため、必要な施策を講ずるものとする。

（歯科疾患の予防のための措置等）
第十条
前三条に規定するもののほか、国及び地方公共団体は、個別的に又は公衆衛生の見地から行う歯科疾患の効果的な予防のための措置その他の歯科口腔保健のための措置に関する施策を講ずるものとする。

（口腔の健康に関する調査及び研究の推進等）
第十一条
国及び地方公共団体は、口腔の健康に関する実態の定期的な調査、口腔の状態が全身の健康に及ぼす影響に関する研究、歯科疾患に係るより効果的な予防及び医療に関する研究その他の口腔の健康に関する調査及び研究の推進並びにその成果の活用の促進のために必要な施策を講ずるものとする。

（歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の策定等）
第十二条
厚生労働大臣は、第七条から前条までの規定により講ぜられる施策につき、それらの総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるものとする。
2　前項の基本的事項は、健康増進法（平成十四年法律第百三号）第七条第一項に規定する基本方針、地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第四条第一項に規定する基本指針その他の法律の規定による方針又は指針であって、保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
3　厚生労働大臣は、第一項の基本的事項を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。
4　厚生労働大臣は、第一項の基本的事項を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第十三条
都道府県は、前条第一項の基本的事項を勘案して、かつ、地域の状況に応じて、当該都道府県において第七条から第十一条までの規定により講ぜられる施策につき、それらの総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるよう努めなければならない。
２　前項の基本的事項は、健康増進法第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画その他の法律の規定による計画であって保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

（財政上の措置）
第十四項
国及び地方公共団体は、歯科口腔保健の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（口腔保健支援センター）
第十五条
都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、口腔保健支援センターを設けることができる。
２　口腔保健支援センターは、第七条から第十一条までに規定する施策の実施のため、歯科医療等業務に従事する者等に対する情報の提供、研修の実施その他の支援を行う機関とする。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

都道府県における歯の健康計画の構成

都道府県名	施策				環境整備				
	ライフステージ別	対象者別	疾患別	口腔機能	普及啓発	情報収集・提供	歯科保健・医療提供体制	人材育成	連携
北海道		○	○	○	○	○	○	○	○
山形県	○	○		○	○	○	○	○	○
宮城県	○	○		○	○	○	○	○	○
千葉県	○	○		○	○	○	○	○	○
新潟県		○	○	○	○	○	○	○	○
富山県	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福井県	○	○		○	○	○	○	○	○
静岡県		○	○	○	○	○	○	○	
岐阜県	○	○		○	○	○	○	○	○
滋賀県	○	○	○	○	○	○	○	○	○
兵庫県	○	○		○	○	○	○	○	○
島根県	○	○		○	○	○	○	○	
高知県	○	○		○	○	○	○	○	○
福岡県	○	○		○	○	○	○	○	○
佐賀県	○	○		○	○	○	○	○	○
長崎県	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大分県	○	○		○	○	○	○	○	○
熊本県	○	○		○	○	○	○	○	○

(厚生労働省医政局歯科保健課調べ)

※歯科単独の健康計画を策定している18道県について掲載。

※計画の内容をもとに厚生労働省医政局歯科保健課にて分類。

都道府県における障害者の目標

県名	主要指針	目標	エビデンス
福井県	口腔機能や口腔ケアのための研修を受ける施設職員や歯科医療従事者等の増加	増加	研修会参加者数で調査
岐阜県	年に1回以上は歯科健診を実施する心身障がい(児)者施設の増加	増加(H22)	心身障がい(児)者歯科診療所運営費・設備整備補助事業・障がい(児)者施設巡回歯科健診事業
	年に1回以上は歯科保健指導を実施する心身障がい(児)者施設の増加	増加(H22)	
静岡県	むし歯を経験した者の割合(養護施設)【乳歯】	30%台(H25)	施設歯科健診
	治療を完了している者の割合(養護施設)【乳歯】	40%台(H25)	
	一人平均むし歯数(特別支援学校最高学年)【永久歯】	4本(H25)	学校保健統計調査
	治療を完了している者の割合(特別支援学校最高学年)【永久歯】	60%台(H25)	
	歯周病(歯肉炎、歯周炎)にかかっている者の割合(40歳・60歳、通所・入所者)	減少(H25)	障害者歯科健診
大分県	障がい者(児)入所施設の歯科健診の実施率	100%(H24)	実施アンケート調査
	障がい者(児)の歯科治療に対応できる医療器関数	増加(H24)	歯科保健サービスマップ
	入所者や利用者のむし歯予防に取り組む施設数	増加(H24)	無し
佐賀県	歯科健診を希望する施設すべてが歯科健診を実施できる	100%(H22)	循環歯科保健指導・障害者歯科治療事業

(厚生労働省医政局歯科保健課調べ)

都道府県における要介護者の目標

県名	主要指針	目標	エビデンス
山形県	口腔ケアを介護教室で取り上げる市町村数の増加	全市町村	保健薬務課調査
	60及び80歳で郷土の名産を不自由なく食べている人の割合の増加(55-64)	70%(H22)	県民健康・栄養調査
	60及び80歳で郷土の名産を不自由なく食べている人の割合の増加(75-84)	60%(H22)	
福井県	口腔機能や口腔ケアのための研修を受ける介護保険従事者や歯科医療従事者等の増加	増加(H22)	研修会参加者数で調査
岐阜県	年に1回以上は歯科健診を実施する要介護者施設の増加	50%以上(H22)	要介護者の口腔ケア推進事業等
	年に1回以上は歯科保健指導を実施する要介護者施設の増加	60%以上(H22)	
	口腔ケアの重要性を知っている要介護者施設の増加	100%(H22)	
静岡県	〈ねたきり〉通院支援(搬送)患者受け入れ歯科診療所数	20%【300診療所】(H25)	歯科診療所調査
	〈誤嚥性肺炎〉発熱・肺炎発生状況(老人福祉施設)	70%【150施設】(H25)	(仮)老人福祉施設(抽出)調査
	〈口腔機能低下〉顔面体操・嚥下体操の実施施設(老人福祉施設)		
佐賀県	すべての特別養護老人ホーム、養護老人ホームで定期歯科健診が実施される	100%(H22)	地域歯科保健アンケート
大分県	訪問歯科診療の利用者数	増加(H24)	国保
	訪問歯科診療に関する研修を受講する歯科医師数	増加(H24)	「歯の健康力推進歯科医師等養成講習会」受講修了歯科医師数

(厚生労働省医政局歯科保健課調べ)